

随意契約理由書

別紙1

<p>件名</p>	<p>三菱ふそう エンジンAssy購入</p>	
<p>契約の相手方</p>	<p>神姫産業株式会社</p>	
<p>根拠法令</p>	<p>地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号および第5号に該当</p>	
<p>随意契約の理由</p> <p>購入予定の機材は、当局が保有する三菱ふそう社製バスに適合するエンジンである。エンジンはバスが走行するための動力を発生させる装置であるが、これに不具合が発生した場合、走行不能となりバスの安全かつ安定した運行に支障をきたす可能性がある。</p> <p>また、破損の状態によっては車両火災といった重大事故が発生する恐れがあることから緊急で、エンジンを手配し修理する必要がある。</p> <p>令和4年4月3日に、この度購入予定の同型エンジンを積んだ市バス(松原営業所 544号車)が、走行中にエンジン室内の発火の可能性がある不具合を起こしており、前述の可能性を考慮した中で、同型全車両の緊急点検の実施、ならびに不具合車両を早期に営業復帰するために、エンジンの調達を行う必要がある。</p> <p>上記業者は、令和4年度の三菱ふそう純正部品購入を一般競争入札で落札した単価契約業者であり、低廉な価格で調達ができることから随意契約を締結する。</p>		
<p>担当部署 (問合せ先)</p>	<p>交通局 自動車部 市バス車両課 整備係</p>	<p>(電話番号 992-3333)</p>